

豊郷町新型コロナウイルス感染症対策臨時支援金

募集要項

受付期間	令和2年7月1日（水）から令和3年1月15日（金）まで
交付対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少した下記の対象要件に該当する中小企業者等の皆様</p> <p>[対象要件]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請日時点において、町内に主たる事業所を有し、中小法人等（中小企業基本法第2条に規定する中小企業、および農事組合法人・社会福祉法人等で中小企業に準じる法人）、個人事業主であること。 2. 前年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続すること。 3. 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で売上が20%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。 4. 滋賀県新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金の支給、または国の持続化給付金の給付を受けていないこと。 5. 交付規程に定める不交付要件に該当していないこと。
交付額	中小企業・個人事業主とも 一律10万円
交付回数	1事業者につき1回
申請方法	<p>豊郷町ホームページ上の申請様式をダウンロードして記入・押印し、下記の証拠書類等を添付して下記あて簡易書留で郵送または持参してください。</p> <p>[証拠書類等]</p> <p>○中小企業等の場合 直前の事業年度の確定申告書別表一の控え（收受日付印要）の写し、および法人事業概況説明書の控えの写し、対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳や帳面など申告の基礎となる書類）、法人（代表者）名義の通帳の写し、その他町長が必要と認める書類</p> <p>○個人事業主の場合 前年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印要）の写し、所得税青色申告決算書の控えの写し（青色申告者のみ）、対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳や帳面など申告の基礎となる書類）、本人名義の通帳の写し、その他町長が必要と認める書類</p>
問い合わせ先・申請書の提出先	<p>豊郷町産業振興課</p> <p>〒529-1169 豊郷町石畑375番地（豊郷町役場 本館2階）</p> <p>電話番号 0749-35-8114（直通） Fax 0749-35-5270</p>

豊郷町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金

手続きの流れ

